



コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2020年5月号(J249)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 シャープが台湾で台湾の OPPO 販売代理店を特許侵害で提訴
- 02 刑事局が違法動画サイトを摘発、侵害額は 10 億新台幣ドル近く
- 03 日台特許審査ハイウェイ (PPH) プログラム、2020年5月1日から本格実施
- 04 ポケモンのポケットオートキャッチ模倣品をネットオークで販売、被告に 33 万新台幣ドルの賠償命令判決
- 05 海賊版カードゲーム、調達責任者に無罪判決

台湾知的財産権関連判決例

01 公平交易法関連

公平交易法第 20 条第 2 号でいう「正当な理由なく差別的待遇を与える競争制限行為」は、正確な事実に基づき差別的待遇行為の範囲を認定して、始めて行政処分の明確性原則に適合。

今月のトピックス

J200407X1

J200407Y1

01 シャープが台湾で台湾の OPPO 販売代理店を特許侵害で提訴

シャープは 2020 年 4 月 1 日、広東 OPPO 移動通信股份有限公司 (Guandong OPPO Mobile Telecommunications Corp., Ltd.、以下「OPPO」) の台湾販売代理店に対する特許侵害訴訟を知的財産裁判所に提起した。シャープによると、台湾で販売された OPPO スマートフォンはシャープの LTE 関連特許 1 件を侵害しているため、台湾の知的財産裁判所に、上記販売代理店による特許侵害被疑品の販売を禁止するよう請求したという。

シャープでは、現在世界 50 カ国以上で合計 6000 件余りのモバイル通信規格特許を保有しており、その完備された知財ポートフォリオは国際業務及び特許許諾業務を開拓するための重要な資源であり、ブランドの価値と権益を守り、その知的財産権が他人による違法な侵害を回避することを保障するため、今後もシャープの知的財産権が侵害されていると判断した場合は、常に厳正に対処していく、と強調している。(2020 年 4 月)

J200409X3

02 刑事局が違法動画サイトを摘発、侵害額は 10 億新台幣ドル近く

刑事警察局電信偵査大隊 (Telecommunications Investigation Corp) のニュースリリースによると、違法サイト「楓林網」(8maple.ru 等) が海外のサーバを利用して台湾、日本、韓国、タイ、中国、欧米等のドラマを無料で視聴できる動画チャンネルを開設し、不特定の公衆の鑑賞に供するとともに、アフィリエイト広告のアクセス数を利用して不当利益を取得したため、著作権法が定める複製及び公開送信、公開放送等の罪を犯した疑いがあるという。

ネット上での違法な権利侵害を根絶するため、電信偵査大隊は初めて米国の Alliance for Creativity and Entertainment (ACE)、米国映画連盟 (Motion Picture Association, MPA) と国際協力を行い、情報を交換して証拠を集め、海外から弁護士を通じて提訴した。権利侵害額は 10 億新台幣ドル近くに達しており、台湾桃園地方検察署に移送して取調べを拡大している。

本件は数ヵ月にわたりネットと金銭の流れを追跡調査して、最終的に容疑者である陳〇〇と荘〇〇の身分を特定し、両者名義の違法な資金と不動産を凍結した。それらの総額は 6000 万新台幣ドル余りに達する。(2020 年 4 月)

J200428Y1

03 日台特許審査ハイウェイ (PPH) プログラム、2020 年 5 月 1 日から本格実施

知的財産局は公告にて、日台特許審査ハイウェイ (PPH) MOTTAINAI 試行プログラムが 2020 年 4 月 30 日に期間満了となり、実施による効果が良好であったことに鑑みて、双方は今年 5 月 1 日から本格実施に切り替え、双方の出願人に安定して迅速なサービスを提供し続けることに合意した、と発表した。

台湾と日本の経済貿易関係は密接であり、日本は長年にわたり台湾に対する特許出願件数が外国人として最も多い国であり、2019 年には合計 1 万 3198 件の特許を出願している。一方、台湾から日本に対する特許出願件数も 1548 件に達している。出願案件の審査を加速して出願人が早く特許権を取得できるように、日台双方は 2012 年 5 月 1 日に PPH 試行プログラムを開始し、2014 年にはその拡大版である PPH MOTTAINAI プログラムに切り替え、2017 年には施行期間を 3 年延長していた。

本格実施される台日 PPH MOTTAINAI プログラムに関する申請書及びガイドラインはすでに公告されているので、[知的財産局サイト](#)又は[特許庁サイト](#)を参照されたい。(2020 年 4 月)

J200404Y2

04 ポケモンのポケットオートキャッチ模倣品をネットオークで販売、被告に 33 万新台湾ドルの賠償命令判決

日本の任天堂株式会社は AR（拡張現実）機能のポケモンを開発して、巨大な商機を創出しているが、台湾の周〇〇（男）はポケットオートキャッチの模倣品をネットオークションにかけていた。任天堂は 2018 年にネットで模倣品調査パトロールしていたときにこのポケットオートキャッチ模倣品を 1 個購入できたため、損害賠償を求めて告訴を提起した。知的財産裁判所は周〇〇に 33 万新台湾ドルの賠償を命令し、本件の判決が確定した。

任天堂は次のように主張した。被告の周〇〇は合計 377 点の模倣品を販売した。本件は侵害された商品の価値、被告が所持、販売していた模倣品の数量が多いこと、被告の犯罪事実が明確であること、及び被告人の犯行後の和解拒否による損害賠償の意向が明らかでないことなどを参酌して、本件で押収された模倣品の小売単価の 377 倍を損害賠償とするのが妥当であり、本件で押収された物品は登録商標 6 件を侵害しているため、損害賠償額は 124 万 4100 新台湾ドルと算出すべきである。

一方、周〇〇は、販売した商品が模倣品だとは知らず、そのうち 200 件がポケットオートキャッチであり、さらに 30 新台湾ドルは無料プレゼントするストラップの部分なので、30 新台湾ドルを 550 新台湾ドルに加算すべきではないと主張し、裁判所に告訴を棄却するよう請求した。

裁判所は、周〇〇が摘発された商標権侵害品は合計 307 点あり、小売り単価が 550 新台湾ドルであり、その商品が侵害している商標権が 4 件であること、販売期間が約半年であること、実際の販売数量は 300 点であること、単価が 550 新台湾ドルであること、犯行後犯行を否認したこと、これまで任天堂と和解していないこと等を斟酌して、周〇〇は賠償責任を負うべきであり、摘発された侵害品単価の 600 倍が妥当であるとして、周〇〇に損害賠償金 33 万新台湾ドルの支払いを命じる判決を下した。(2020.04)

J200404Y2

05 海賊版カードゲーム、調達責任者に無罪判決

チェーン店の光南大批發連鎖店（Kuang Nan Fashion Shop、以下「光南」）は 2012 年からカードゲーム「UNO」の販売を始め、2017 年に美泰兒股份有限公司（Mattel Taiwan Corporation、UNO の製造元である米マテル（Mattel, Inc.）の関連企業）の営業主任が光南で買い物をしてきたとき、陳列棚に模倣品の UNO が陳列されていたのを見つけ、商標法違反で通報した。模倣品と入荷明細が押収され、光南の調達担当である陳〇〇經理（訳注：中国語の「經理」は部長に相当）は商品が模倣品だとは知らなかったうえ、かつサプライヤも合法的な販売を保証する誓約書を提出していたと供述しており、知的財産裁判所は無罪判決を維持し、本件判決は確定した。

マテル社は 2009 年 6 月 1 日に、知的財産局から UNO の商標権（存続期間は 2019 年 5 月 31 日満了）を取得した公告を受けている。仕入れ伝票によると、光南は 2012 年 9 月から 2017 年 11 月までの期間に上昇文具有限公司（Sun Up Stationery Co., Ltd.、以下「上昇公司」）からそれぞれ単価 24 新台湾ドル、72 新台湾ドルで仕入れた模倣品「UNO」7 万 8405 箱、「UNG」883 箱を総額 194 万 5296 新台湾ドルで仕入れて、単価 40 新台湾ドル、90 新台湾ドルで全国の光南店舗にて陳列販売しており、検察側は調達担当の陳〇〇を商標法違反で起訴していた。

裁判所は調べた結果、光南と上昇公司の取引は 10 年以上に達し、仕入れ前にはいずれも商品が合法かを問い合わせしており、上昇公司は合法であると示した他、川上のサプライヤである旺比有限公司（WON-B Co., Ltd.）の誓約書も提出しており、その UNO の版権に問題がないことを保証していたことから、陳〇〇が模倣品を調達したことを知らなかったとの供述は信用できると認めた。光南は 24 新台湾ドルで上昇公司から仕入れており、2015 年から 2017 年までの期間も単価 23 新台湾ドルで川上業者の昇洋文具禮品有限公司（Sheng Yang Stationery Gift Co., Ltd.）から仕入れており、両者の見積価格に顕著な差はなく、陳〇〇が市場価格差のために上昇公司から模倣品を購入したとは認められない。

裁判所は判決の中で、検察官は起訴の犯罪事実に対して、証拠を提出し、説得する実質的挙

証責任を負うべきであり、被告人には自ら無罪を証明する義務はなく、陳〇〇が他人の商標権を侵害して商品を販売したことを主観的に「明らかに知っていた」とは認定できないため、無罪推定原則に基づいて無罪を維持し、判決を確定すると述べている。(2020年4月)

台湾知的財産権関連判決例

01 公平交易法関連

■ 判決分類：公平交易法

I 公平交易法第20条第2号でいう「正当な理由なく差別的待遇を与える競争制限行為」は、正確な事実に基づき差別的待遇行為の範囲を認定して、始めて行政処分の明確性原則に適合。

■ ハイライト

本件の上訴人である凱擘股份有限公司 (kbro Inc.) はケーブルテレビ・チャンネルの代理業者(訳注: 凱擘の公式サイトにはケーブルテレビ事業統括運営会社 (MSO) と記載) であり、主な業務はケーブルテレビ業界の川上にあるチャンネル業者(即ち、番組供給事業者) の代理業者として、川下のケーブルテレビ放送施設者とライセンス契約を結び、各チャンネルのコンテンツが放送施設者のネットワーク施設を通じて視聴世帯に伝送されるようにすることである。参加人である全国數位有線電視股份有限公司 (DigiDom Cable TV Co., Ltd.) は2015年末に上訴人及びその他のチャンネル代理業者と2016年度のチャンネルライセンス契約について交渉し、上訴人は2015年度の取引条件、即ち内政部公告に基づく放送地域の総世帯数(以下「行政世帯数」) の15%を金額計算の世帯数の最低ライン(最低視聴世帯数基準、又は最低保証世帯数 Minimum Guarantee (MG) という) とすることを維持するよう主張し、参加人は実際の視聴世帯数を金額計算の世帯数とするよう主張した。

被上訴人である公平取引委員会(訳注: 日本の公正取引委員会に相当) は調査した結果、上訴人はそれが代理するチャンネルの2016年度ライセンス契約について、それぞれ市場に新規参入した放送施設者である全国數位、大豊、新高雄、數位天空(以下、4社を合わせて「係争放送施設者4社」という) に対してその競合者と異なる取引条件をそれぞれ与えており、即ち係争放送施設者4社に対して行政世帯数の15%をMGとしてライセンス料を取得し、既存の放送施設者に対しては実際の視聴世帯数を基準としてライセンス料を計算していると認定している。しかも(被上訴人は) 上訴人と各放送施設者との間の契約世帯数が実際の加入世帯数に占める割合を計算した後、上訴人は既存の放送施設者に対して、契約世帯数を実際の加入世帯数より低くする割引優遇措置を提供していたが、係争放送施設者4社に対しては割引優遇措置を提供しなかっただけでなく、その実際の加入世帯数よりも高く契約世帯数を設定しており、これは差別的待遇であり、正当な理由がなく、競争制限のおそれがあるとして、(一) 上訴人はそれが代理するチャンネルの2016年度ライセンス契約について、係争放送施設者4社に対してその競合者と異なる取引条件をそれぞれ提供したことは正当な理由のない差別的待遇であり、競争制限のおそれがあり、公平交易法(訳注: 日本の独占禁止法、不正競争防止法に相当) 第20条第2号規定に違反している、(二) 上訴人は原処分送達の日から1ヵ月以内に前項違法行為を改善しなければならない、(三) 4100万新台湾ドルの過料を科す、という認定・処分を行った。

上訴人はこれを不服として行政訴訟を提起し、原処分の取消しを請求したが、原審に棄却され、その後本件上訴を行った。最高行政裁判所は審理した結果、次のように認定し判決した。

(一) 上訴人が2016年度に取得したチャンネル代理ライセンス料は、2015年新規参入の放送施設者か、既存の放送施設者かに関わらず、一律に放送地域の行政世帯数の15%を最低保証世帯数とし、実際の加入世帯数が行政世帯数の15%を超えたときは、実際の加入世帯数に切り替えており、つまり金額計算の世帯数には15%MGという最低ラインを設けており、取引条件は異なっていない。既存の放送施設者については長年にわたり実際の加入世帯数がMGの最低ラインを超えているため、実際の加入世帯数を金額計算の基礎としており、係争放送施設者4社については実際の加入世帯数が15%MG

にまだ達していないので、行政世帯数の 15%を価格計算の基準としなければならない。係争放送施設者 4 社と既存の放送施設者との金額計算の世帯数における違いは、上訴人が設定した 15%MG によるもので、原処分が「上訴人が各放送施設者から取得するライセンス料総額」を分子とし、「毎月 1 世帯あたり固定のライセンス料単価 58.2 新台幣ドル」を分母として、「仮想」契約世帯数とする原処分とは関係がない。

- (二) 放送施設者によって支払うライセンス料が異なるのは、実際には係争放送施設者 4 社には 15%MG ラインが適用されている結果にすぎず、上訴人が主張するところの故意に 2015 年 12 月における実際の加入世帯数の 2~10 倍を「仮想」契約世帯数として金額を計算し、係争放送施設者 4 社に対して差別的待遇を与えているというものではない。原処分が上訴人が設置した 15%MG ラインの取引条件が差別的待遇行為を構成しているかを審査せずに、その「仮想」契約世帯数を以て上訴人には差別的待遇がみられると直接的に推論することは、明らかに誤った事実に基づいて法律を適用するものであり、誤りに該当する。
- (三) 原処分による公平交易法第 20 条第 2 号違反行為の認定は、「一律適用の MG ラインそのもの」なのか、又は「MG ラインを 15%と設定した取引条件」なのかが不明確であり、これは原処分が上訴人に命じた改善義務の具体的な範囲に影響を及ぼしており、上訴人は MG ラインを取引条件として使用できないのか、或いは上訴人は MG ラインを 15%からどの範囲まで引き上げ又は引き下げすれば差別的待遇ではないと認められる、或いは正当な理由に適合し、競争制限に至るおそれがなくなるのかは、いずれも原処分の主文又は理由から明らかに知りえず、行政処分の明確性原則に適合しない。
- (四) 過料金額の決定について、原処分には 15%MG 制度が差別的待遇に該当するかを明確に説明されていないという上記の誤りがすでにあるため、不当利得の金額をどのように計算するかも確定できず、原判決はなお原処分の論述を踏襲しており、裁量の濫用又は比例原則の違反はないものの、判決の法規不適用及び理由不備という違法がみられると認める。
- (五) 原処分には前述の事実認定と法律適用に誤りがあり、一審ではこれが維持されたが、原判決を破棄し、原処分を取り消す。

II 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】108 年判字第 481 号

【裁判期日】2019 年 10 月 17 日

【裁判事由】公平交易法

上訴人 凱擘股份有限公司 (kbro Inc.)

被上訴人 公平交易委員会

補助参加人 全國數位有線電視股份有限公司 (DigiDom Cable TV Co., Ltd.)

上記当事者間における公平交易法事件について、上訴人は 2018 年 6 月 28 日台北高等行政裁判所 105 年度訴字第 1929 号判決に対して上訴を提起しており、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決を破棄する。

原処分を取り消す。

第一審及び上訴審の訴訟費用はいずれも被上訴人の負担とする。

一 事実要約

上訴人はケーブルテレビ・チャンネルの代理業者であり、主な業務はケーブルテレビ業界の川上にあるチャンネル業者（即ち、番組供給事業者）の代理業者として、川下のケーブルテレビ放送施設者とライセンス契約を結び、番組のコンテンツが放送施設者のネットワーク施設を通じて視聴世帯に伝送されるようにすることである。参加人は 2015 年末に上訴人及びその他

のチャンネル代理業者と 2016 年度のチャンネルライセンス契約について交渉し、上訴人は 2015 年度の取引条件、即ち内政部公告に基づく放送地域の総世帯数（以下「行政世帯数」）の 15%を金額計算の世帯数の最低ライン（最低視聴世帯数基準、又は最低保証世帯数 Minimum Guarantee (MG) という）とすることを維持するよう主張し、参加人は実際の視聴世帯数を金額計算の世帯数とするよう主張した。

大富媒體股份有限公司（以下「大富媒體公司」）は以前 PX Capital Partners B.V.が所有する盛庭股份有限公司（以下「盛庭公司」）の 80%普通株を購入しており、盛庭公司とその従属会社（上訴人と大安文山等ケーブルテレビ放送施設者 12 社）の事業経営及び人事異動について支配権があり、法により被上訴人に企業結合届出を提出し、被上訴人はその結合を条件付きで承認すると決定した。その後大富媒體公司はそれが支配する上訴人の請求するチャンネル・ライセンス料について、金額計算の世帯数という基礎には差別的行為があり、被上訴人による上記結合案件決定書に付された条件に違反していると告発を受けた。被上訴人が調べたところ、上訴人はそれが代理するチャンネルの 2016 年度ライセンスについて、それぞれ参加人、大豊有線電視股份有限公司（大豊公司）（広域的経営）、新高雄有線電視股份有限公司（新高雄公司）及び數位天空服務股份有限公司（數位天空公司）（以下、4 社を合わせて「係争放送施設者 4 社」という）に対してその他競合者との取引条件が異なることを認めた。即ち係争放送施設者 4 社に対して行政世帯数の 15%を MG としてライセンス料を取得し、その競合者、即ちその地域における既存の放送施設者に対しては実際の視聴世帯数を基準としてライセンス料を計算していると認めた。しかも（被上訴人は）上訴人と各放送施設者との間の契約世帯数が実際の加入世帯数に占める割合を計算した後、上訴人は既存の放送施設者に対して、契約世帯数を実際の世帯数より低くする割引優遇措置を提供していたが、係争放送施設者 4 社に対しては前記の割引優遇措置を提供しなかっただけでなく、その実際の加入世帯数よりも高く契約世帯数を設定したことは、差別的待遇であり、正当な理由がなく、競争制限のおそれがあるとして、以下の 2016 年 11 月 2 日公処字第 105120 号処分書（原処分）を作成した。

（一）上訴人はそれが代理するチャンネルの 2016 年度ライセンスについて、係争放送施設者 4 社に対してその競合者と異なる取引条件をそれぞれ提供したことは正当な理由のない差別的待遇であり、競争制限のおそれがあり、公平交易法第 20 条第 2 号規定に違反している、（二）上訴人は原処分送達の日から 1 ヶ月以内に前項違法行為を改善しなければならない、（三）4100 万新台幣ドルの過料を科す。

上訴人はこれを不服として、行政訴訟を提起し、原処分を取り消すよう請求したが、原審に棄却されたため、その後本件上訴を提起した。

二 両方当事者の請求内容

（一）上訴人の主張

1. 原判決を破棄する。
2. 原処分を取り消す。
3. 第一審及び上訴審の訴訟費用はいずれも被上訴人が負担する。

（二）被上訴人の主張

1. 上訴を棄却する。
2. 上訴審の訴訟費用は上訴人が負担する。

三 本件の争点

- （一）凱擘公司是全國數位公司、大豊公司、新高雄公司及數位天空公司与それらと競争関係にある既存のケーブルテレビ放送施設者との間で、2016 年度チャンネルのライセンス契約取引条件に関する交渉で正当な理由なく差別的待遇を与えて、公平交易法第 20 条第 2 号規定に違反しているのか。差別的待遇の行為があるとしたら、その差別的待遇には正当な理由があるのか。競争制限のおそれはあるのか。
- （二）原処分には明確性原則及び比例原則の違反があるのか。

四 判決理由の要約

- （一）原判決による原処分維持は、上訴人が取調べ期間 2016 年 4 月 28 日の供述及び上訴人と既存の施設経営者とのライセンス契約を根拠として、以下のように認めた。上訴人がライセンス料を実際に取得した時、2015 年新規参入の放送施設者に対するライセンス料計算の世帯数は、その行政世帯数 15%を超えたときは、実際の加入世帯数に切り替

えている（即ち 15%MG）が、既存の施設経営者に対しては、一定額のライセンス料総額を取得しており、行政世帯数の多寡とは無関係である。また「上訴人が各放送施設者から取得するライセンス料総額」を分子とし、「毎月 1 世帯あたり固定のライセンス料単価 58.2 新台幣ドル」を分母として、上訴人が各放送施設者から取得するライセンス料の金額計算世帯数に換算しており、上訴人の 2015 年新規参入の放送施設者と既存の放送施設者に対する契約世帯数という金額計算の基礎に大きな差があることがわかる。「契約世帯数が実際の加入契約世帯数に占める割合」から、上訴人の 2015 年新規参入の放送施設者に対する契約世帯数は、各該業者の 2015 年 12 月末における実際の加入契約世帯数の 2~10 倍であり、2016 年 6 月末における実際の加入契約世帯数の 1.12~2.09 倍であった。しかし既存の放送施設者に対しては、「実際の加入契約世帯数からさらに割引（しかも割引率は 67.56%に達する）」して契約世帯数としており、両者の取引条件は明らかに対等ではなく、確かに差別的待遇があり、その差別的待遇には正当な理由がなく、しかも競争制限のおそれがあると論断でき、公平交易法第 20 条第 2 号に違反している。

- (二) ただし上訴人が 2016 年度に取得した代理するチャンネルのライセンス料は、2015 年新規参入の放送施設者か、既存の放送施設者かに関わらず、一律に放送地域の行政世帯数の 15%を最低保証世帯数とし、実際の加入世帯数が行政世帯数の 15%を超えたときは、実際の加入世帯数に切り替えており、つまり金額計算の世帯数には 15%MG という最低ラインを設けており、異なる取引条件はみられない。既存の放送施設者については長年にわたり実際の加入世帯数が MG の最低ラインを超えているため、実際の加入世帯数を金額計算の基礎としており、係争放送施設者 4 社については実際の加入世帯数が 15%MG にまだ達していないので、行政世帯数の 15%を価格計算の基準としなければならない。係争放送施設者 4 社と既存の放送施設者との金額計算世帯数における違いは、上訴人が設定した 15%MG ラインによるもの（金額計算世帯数の基礎の計算式については、そのライン以外に、その他の市場的要因に基づく優待割引であり、これは別の問題である）で、原処分が直接的に「上訴人が各放送施設者から取得するライセンス料総額」を分子とし、「毎月 1 世帯あたり固定のライセンス料単価 58.2 新台幣ドル」を分母として、「仮想」契約世帯数に換算するものとは関係がない。
- (三) 放送施設者によって支払うライセンス料が異なるのは、実際には係争放送施設者 4 社には 15%MG ラインが適用されている結果にすぎず、上訴人がいわゆる故意に 2015 年 12 月における実際の加入世帯数の 2~10 倍を「仮想」契約世帯数として金額を計算し、係争放送施設者 4 社に対して差別的待遇を与えているというものではない。原処分が上訴人の設置した 15%MG ラインの取引条件が差別的待遇行為を構成しているかを審査せずに、その「仮想」契約世帯数を以って上訴人には差別的待遇がみられると直接的に推論することは、論理法則に反している。上訴人は「仮想」契約世帯数を取引条件とはしておらず、原処分がそれを根拠として正当な理由なく、競争制限のおそれがあると論じて、上訴人に公平交易法第 20 条第 2 号違反があると認めることは、明らかに誤った事実に基づいて法律を適用するものであり、誤りに該当する。
- (四) 原処分は上訴人が設定した 15%MG ラインが差別的行為を構成しているかを審査せずに、その「仮想」契約世帯数を以って上訴人には差別的待遇がみられると直接的に推論し、それを以って正当な理由がないこと並びに競争制限のおそれがあることを直接認定していることにはいずれも誤りがある。原処分が「一律に MG ラインを適用すること」が公平交易法第 20 条第 2 号に違反すると認めているのか、又は上訴人が MG ラインを 15%とする取引条件が公平交易法第 20 条第 2 号に違反すると認めているのかは不明確であり、これによって原処分が上訴人に命じた改善義務が、上訴人は MG ラインを取引条件として使用できないのか、或いは上訴人は MG ラインを 15%からどの範囲まで引き上げ又は引き下げすれば差別的待遇ではないと認められる、或いは正当な理由に適合する、或いは競争制限に至るおそれなくなるのかは、いずれも原処分の主文又は理由から明らかに知りえず、行政処分の明確性原則に適合しない。原処分は 15%MG が違法なのか、そしていかに違法なのかを明確に述べていないため、上訴人の改善義務の範囲が不明確であり、これと上訴人が採用できる改善措置が単一なのかということ、又は参加人の「契約世帯数という金額計算の基礎」に関する意見を知ることとは関係がない。原判決が直接原処分を維持したことは、判決の適用法規不当という法令違背がみら

れる。

- (五) 原処分は上訴人に 4100 万新台幣ドルの過料を科すよう決定し、理由には概括の記載しかなく、なぜ上訴人に 4100 万新台幣ドルという高額な過料という決定をしたのか具体的計算式での説明がなされておらず、特に原処分にはすでに上記の 15%MG 制度が差別的行為に該当するのかが説明していないという誤りがあり、それが指摘するところの上訴人の年に 1 億新台幣ドル近い不当利得についてはいかに計算したかは疑わしく、これは最終的な過料の決定結果に影響を及ぼす。原審は職権により調査して明らかにする必要があり、それを根拠として原処分は事実認定の誤り、裁量の濫用、又は比例原則の違反があったか否かを判断すべきだったが、原判決はなお原処分の上記論述を踏襲しており、それには裁量の濫用及び比例原則の違反はないものの、判決の法規不適用及び理由不備という違法があったと認められる。
- (六) 以上の次第で、原処分には上記の誤りがあり、原判決は是正せずに維持したことは違法であり、上訴人の破棄請求には理由があるため、原判決を破棄するとともに、行政訴訟法第 259 条第 1 号規定により、当裁判所は原処分を取り消すよう判決する。

五 関連条文抜粋

- (一) 公平交易法第 20 条第 2 号規定：「以下のいずれかに該当し、競争制限のおそれがあるとき、事業者はその行為を為してはならない。二. 正当な理由なく、他の事業者に差別的待遇を与える行為。」
- (二) 公平交易法第 40 条第 1 項規定：「主務官庁は、…第 20 条の規定に違反する事業者に対し、期限を定めてその行為を停止・改善する又は必要な是正措置を講ずるよう命じ、並びに 10 万新台幣ドル以上 5000 万新台幣ドル以下の過料に処することができる。期限までにその行為が停止・改善されない、又は必要な是正措置が講じられないときは、期限を定めてその行為を停止・改善する又は必要な是正措置を講ずるよう命じ続けると共に、その行為が停止・改善される又は必要な是正措置を講じられるまで、回数に応じて 20 万新台幣ドル以上 1 億新台幣ドル以下の過料に処することができる。」
- (三) 行政罰法第 18 条第 1 項規定：「過料の決定は、行政法上の義務に違反した行為の責めを負うべき程度、それからもたらされる影響及び行政法上の義務違反によって得た利益を参酌すべきであり、そのうえでさらに処罰を受ける者の資力を考慮することができる。」
- (四) 公平交易法施行細則第 26 条規定：「(第 1 項) 本法第 20 条第 2 号においていう正当な理由は、次の状況を参酌してこれを認定しなければならない。：一. 市場の需給状況。二. コストの差。三. 取引の数量と金額。四. 信用上のリスク。五. その他の合理的な事由。(第 2 項) 差別的待遇が競争制限のおそれがあるか否については、当事者の意図、目的、市場での地位、所属する市場の構造、商品又は役務の特性及び実施状況の市場競争への影響等を総合して判断しなければならない。」



台灣國際專利法律事務所

事務所：
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所：
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所
© 2020 TIPLo, All Rights Reserved.